

事務連絡
令和3年6月1日

関係法人 各位

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課企画専門官

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等、出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

令和3年5月28日に開催された第67回新型コロナウイルス感染症対策本部において、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県について緊急事態措置を実施すべき期間が6月20日まで延長され、また、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県及び三重県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間が6月20日まで延長されることが決定されました。あわせて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

これを踏まえ、弊省大臣官房危機管理官より、新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等、出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について、連絡がありました。

各下水道管理者におかれましては、下水道企画課管理企画指導室から各下水道管理者に対して、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、適切に実施いただきますよう事務連絡を発出したところです。

貴法人におかれましては、会員各位に周知の上適切に対応いただきますようお願い申し上げます。

- (事務連絡) 新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等、出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について(令和3年6月1日付け各都道府県下水道担当課長、各政令指定都市下水道担当課長あて下水道企画課管理企画指導室企画専門官事務連絡)
- (別紙) 「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等、出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和3年5月31日付け各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長あて大臣官房危機管理官事務連絡)
- (別添1) 「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等について」(令和3年5月28日付け新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員あて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡)
- (別添1別紙1) 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長」(令和3年5月28日新型コロナウイルス感染症対策本部長)

- (別添1 別紙2)「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示」(令和3年5月28日新型コロナウイルス感染症対策本部長)
- (別添1 別紙3)「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年5月28日変更)
- (別添1 別紙4)「6月以降の緊急事態宣言期間における取組」
- (別添2)「出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について」(令和3年5月28日付け新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員あて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)
- (別添3)「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和3年5月28日付け各都道府県知事・各府省庁担当課室あて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)
- (別添4)「都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて」
- (別添5)「第28回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示」

以上